

< 河川敷の盛土に対する考え方について >

太郎右衛門自然再生地では、今後盛土を認めない方針

1. 荒川の現状

河川敷は、その6割が民有地であり、その多くが農耕地

旧来より冠水頻度の軽減目的から、農耕地の盛土要望が強い

平成5年頃から産業廃棄物の不法投棄及び不法盛土が横行

平成7年11月「荒川河川敷盛土等協議会」設置

盛土等の適正化並びに産業廃棄物等の不法投棄防止の為、関係機関が連携

2. 河川法の考え方

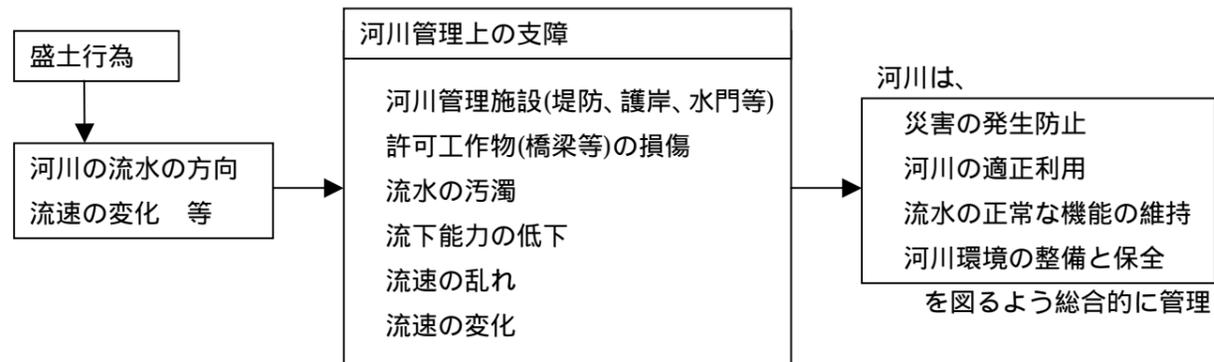
河川法第27条(土地の掘削等の許可)

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

< 審査基準 >

当該掘削等に係る行為により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷する恐れや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。

行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について(H6.9.30 河川局長通達)



3. 太郎右衛門自然再生地での対応

平成16年1月22日 「荒川河川敷盛土等協議会」に諮り、当地区の河川区域内の盛土については、今後盛土を認めない方針とした。

理由

**湿地環境の保全・再生と相反する行為であること。
調節池機能の低下が危惧されること。**

